

新・市有建築物耐震化実施方針

平成29年3月24日策定

1. 目的

和泉市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく耐震改修促進計画である「和泉市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定し、民間建築物及び公共建築物の耐震化の目標や必要な施策等を明らかにするとともに、市有建築物について、耐震化への取組みの基本的な考え方を示した。

この基本的な考えを踏まえ、市有建築物耐震化実施方針において、より具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示し、平成21年度から平成27年度までの7年間の計画期間において、市有建築物の耐震化を進めてきたところである。

平成29年3月に新たに「和泉市耐震改修促進計画」を策定し、民間建築物及び公共建築物の耐震化の目標や必要な施策等を明らかにするとともに、市有建築物については、耐震化への取組みの基本的な考え方を示したところである。

本方針は、この基本的考え方を踏まえ、より具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示すもので、今後、この方針に基づき計画的かつ効果的に市有建築物及びそれに付随する非構造部材の耐震化に取り組んでいく。

2. 耐震化対策のこれまでの取組み

和泉市では、阪神・淡路大震災の後、市有建築物のうち、災害時の指揮命令等の中枢拠点となる庁舎等や人命救助の主要な拠点となる病院等、さらには避難所となっている市立学校等を「災害時に重要な機能を果たす建築物」として位置付け、これらの建築物について順次、耐震診断を実施してきた。

この診断結果を踏まえ、これまでに病院や災害時に避難所となる学校・体育館などの耐震改修に取り組んできた。市立学校については、全て耐震化が完了している。

「災害時に重要な機能を果たす建築物」以外の建築物についても、「市営住宅」では和泉市営住宅長寿命化計画（平成25年3月策定 旧和泉市営住宅ストック総合活用計画）に基づいて、建替えによる耐震化を進めてきたところである。

3. 耐震化対策の対象とする市有建築物

全市有建築物の内、昭和56年5月31日以前の耐震基準に基づき建設された特定建築物及び準特定建築物（構造耐震指標： l_s 値が0.6または、一部0.7未満の建築物）を対象とし、建物用途により以下のとおりに分類する。

ア. 災害時に重要な機能を果たす建築物

- ・ 災害対策の指揮命令等の中枢機能施設（庁舎、消防本部）
- ・ 人命救助の主要な拠点施設（病院、診療所、消防署）
- ・ 避難所指定されている学校、体育館等
- ・ その他（水道、土木施設）

イ. 市営住宅

ウ. その他不特定多数の市民が利用する建築物（倉庫等の附属建築物を除く）

4. 耐震化の目標

- (1) 計画期間 平成29年度から平成38年度までの10年間
- (2) 耐震化率 災害時に重要な機能を果たす建築物 100%
その他、耐震化すべき建築物 95%以上

5. 耐震化の進め方

(1) 基本的な考え方

市有財産の有効活用の観点から、長期的な活用を図る建築物については、耐震改修を行う。老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化の検討を行ない建替え等により耐震化を推進する。

(2) 建物用途別の耐震化の進め方

建築物の災害時の重要度、建築年数、利用頻度、耐震性能（構造耐震指標Is値）等を踏まえ、計画的に耐震診断・耐震改修に取り組む。

ア. 災害時に重要な機能を果たす建築物

〔耐震診断〕 全て耐震診断完了。

〔耐震化〕 災害時の指揮命令等の中枢拠点となる施設など、災害時の重要度を踏まえ、計画的に耐震化を推進する。

イ. 市営住宅

〔耐震診断〕 108棟中49棟が診断済み。

〔耐震化〕和泉市営住宅長寿命化計画に基づき、現地建替または集約建替を行い、耐震化を推進する。

ウ. その他不特定多数の市民が利用する建築物（倉庫等の附属建築物を除く）

〔耐震診断〕 30棟中29棟が診断済み。

〔耐震化〕 多数の市民が利用する施設など、建物用途や耐震性能等を踏まえ、計画的に耐震化を推進する。

(3) 非構造部材の耐震化の進め方

市有建築物の利用者の安全を確保することを目的に、建築物の建築年に関らず全ての市有建築物に付随する非構造部材の耐震化を図る。各部材について少なくとも年1回以上定期的に点検を行い、その結果対策が必要となった部材については、計画的に改修等の対策を講じるものとする。

市立学校（体育館）については、特定天井は有しておらず、その他の非構造部材である外壁材、窓ガラス、照明器具等の落下飛散防止対策を平成32年度まで各年度5棟ずつ改修する予定である。

6. その他

本方針に基づく耐震化事業の進捗状況については、毎年度末に集約し、年度当初に公表する。

なお、本方針は、社会情勢の変化や事業実績等を踏まえ、適宜、点検・見直しを行なう。

用語の解説

○特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定される多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）をいう。

○準特定建築物

特定建築物に準じた耐震化すべき機能を有する建築物をいう。